

報告第 3 号

処分報告（令和 4 年度貝塚市一般会計補正予算（第 11 号））の件

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 2 月 15 日 提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和 4 年度貝塚市一般会計補正予算（第 11 号）の件

令和4年度貝塚市一般会計補正予算（第11号）の件

令和4年度貝塚市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,244,571千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年1月31日処分

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		9,834,481	500	9,834,981
	2. 国庫補助金	3,487,947	500	3,488,447
歳 入 合 計		40,244,071	500	40,244,571

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 民生費		18,684,760	500	18,685,260
	2. 児童福祉費	7,690,994	500	7,691,494
歳	出	合	計	
		40,244,071	500	40,244,571